

「ドローンの農業利用の拡大に向けた規制改革に係る関係通知の整備に関する意見・情報の募集」の結果について

令和元年7月30日  
農林水産省消費・安全局  
国土交通省航空局

「ドローンの農業利用の拡大に向けた規制改革に係る関係通知の整備」について、平成31年2月10日から3月11日までの期間、電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載すること等を通じて広く国民の皆様から意見・情報を募集いたしました。

その結果、本件に関して153名の方から319件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見のうち、今般の関係通知の整備に係る御意見の概要及びそれに対する考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

ご意見を踏まえ、

- ・空中散布等を目的とした無人航空機の飛行に関する許可・承認の取扱いについて（平成27年12月3日付け国空航第734号国空機第1007号国土交通省航空局長及び27消安第4546号農林水産省消費・安全局長通知）の一部改正
- ・農薬の空中散布に係る安全ガイドラインの制定について（令和元年7月30日付け元消安第1388号農林水産省消費・安全局長通知）
- ・登録代行機関の登録等実施要領の制定について（令和元年7月30日付け元消安第1389号農林水産省消費・安全局長通知）

を施行することとしましたので、あわせてお知らせします。

皆様方の御協力に御礼を申し上げます。

問合せ先  
農林水産省消費・安全局植物防疫課  
防疫対策室 国内防除第2班  
電話：03-3502-8111（内線：4562）